

1 会議名

第3回阿賀野市障害者自立支援協議会

2 開催日時

令和2年12月25日（金） 午前9時30分～

3 開催場所

阿賀野市役所1階 第1多目的ホール

4 出席者

- ・会長、副会長、他協議会委員8名
- ・事務局 障がい者基幹相談支援センター
社会福祉課障がい福祉係

5 議事

第4次障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児計画の素案について

- (1) 意見の反映事項について
- (2) 第1章・第2章について
- (3) 第3章・第4章について
- (4) 第5章について
- (5) 第6章・第7章について

6 発言の内容

会 長：今日の審議を持って市民からパブリックコメントをいただくという段取りになっておりますので、活発なご意見をいただきたいと思います。

(1) 意見の反映事項について

会 長：前回の自立支援協議会における意見の反映事項について説明をお願いいたします。

事務局：初めに自立支援協議会から頂いた意見の反映事項について説明いたします。また前回からの記載の変更事項についても併せて報告いたします。阿賀野市の障がい者の推移の構成比ということで、人数のほかに割合を追加して

おります。その他必要な表についても割合を追加しております。前回の自立支援協議会でご意見をいただきました、障がい者の構成比をアンケートの回収率に整合性があるのか比べる必要があるとのことでしたので、配布対象者数の年齢区分ごとの割合を比べております。有効回答数の内訳ですが、アンケート調査結果の回答数の割合を記載させていただいております。合計の 1416 というのは重複者 50 名を含んでおり、配布数の 1366 とは異なっておりますので、ご理解ください。割合を見ていただくと配布者数に対して回答率も同じになっております。文章表現を整えた方がいいとの意見があり、素案掲載の通り変更いたしました。計画の基本目標について情報提供の体制の整備が必要ではないか、自分本位の自己決定の支援と必要な情報を提供する体制整備が必要であるとの意見により変更いたしました。こちらから委員からの移動支援を追加してはどうかとの意見もありましたが、移動支援については職員の不足によりニーズに即したサービス提供が難しい事業所もあります。事業所の不足については市内に移動支援を提供する事業所が 5 カ所ありますので、移動支援事業の項目で職員の不足について評価したいと考えています。各計画の素案の訂正箇所になります。計画全般に文言や漢字の修正、標記の統一など修正を進めております。その他、数字に関して目標値が抜けていたり割合が追加になったりしており、修正を進めていますので説明は割愛させていただきます。

会 長：委員から意見等ありますでしょうか。事業所としては 5 カ所整備されているが、職員が不足しているので移動支援事業の項目で記載するという事によろしいでしょうか。前回 E 委員から文章の整い方について意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

E 委員：すっきりしていてわかりやすくなりました。

B 委員：目標値というのが上から 3 番目にあります。削減率（ $I = C/A \times 100$ ）となっていますが C の値がどこの値なのか記載がありません。

会 長：回答をお願いします。

事務局：項目の 3 番目にあります目標値のところに削減見込みの計算式に記載漏れがあり $C = A - B$ が正しい標記となります。

B 委員：64 ページの下に考え方について記載があり、上から 3 行目の令和元年度の

就労移行支援事業所から一般就労への移行実績について 5 人、次の行に 7 人とあり、その他も 0 人、1 人となっており、0 人と 1 人というのは上の表から数字を拾えたのですが、5 人と 7 人という数値は 63 ページの表にある数値でよいのか、それとも 64 ページの表にある 4 人と 5 人という数値がくるべきなのかわからなかったの確認させてください。

事務局：考え方の数値に関してですが、令和元年度の実績として 63 ページに記載があります 5 人で令和 5 年度には 1.4 倍の 7 人を見込んでいるということになります。

会 長：では 3 点目をお願いします。

B 委員：97 ページの成年後見制度法人後見支援事業という項目の評価の部分で法人後見事業を受任する事業所をという文章で、「を」ではなく「の」が良いのではないかというところと、法人後見支援事業ではなく支援という言葉が省いてしまった方が良いのかなと思いました。作成されるそれぞれの立場によって言葉の適正さが違うとは思いますが、支援を省いた法人後見事業という方が非常にわかりやすいと思いました。また、研修会を開催し一法人から参加していただきましたとの記載がありますが、1 法人でよろしいでしょうか。

会 長：最初のところは文章として修正した方が良さそうです。最後の部分は単位の 1 ということでよろしいでしょうか。漢数字での標記が適切なのか、アラビア数字での標記が適切なのかということになりますので、行政には行政の公用に基づき修正があれば修正をいただくという形でいかがでしょうか。

B 委員：法人後見支援事業という文言について、法人後見事業というように支援を省いた方が良いのかなと思います。

会 長：こちらは事業名になりますので、修正ができるかということについては事務局にお任せいたします。

事務局：再度精査させていただいて、修正をしたいと思います。

E 委員：事業名が変更になれば、表題も変更になるということで検討していただければと思います。

会 長：そのようにお願いいたします。他にございますか。

事務局：誤字脱字に関しましては現在精査しておりますので、本日は内容の部分で意見をいただければと思います。

会 長：では誤字脱字などに関しては、お気づきの点をメモ等で事務局へご連絡ください。各章の審議に入る前に何点かご指摘がありましたので、それらについては事務局の方で後程修正いただければと思います。議事を進めたいと思います。

(2) 第1章・第2章について

会 長：議事を進めたいと思います。第1章から第3章までの説明をお願いいたします。

事務局：第1章、第2章につきましてはこれまでお示ししており、簡単ではありますが今ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。第3章については34ページをご覧ください。計画の基本的な方向性となっております。こちらは基本理念を基に3つの基本目標、7つの基本方針、9つの施策展開となっております。ここまで簡単ではありますが説明となります。

会 長：事前に送付していただいておりますので、第1章から第3章のなかでお気づきの点などありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

A 委員：21ページの卒業後の進路についてです。グラフの数値についてわからないが15.6%と非常に高い数値です。このわからないというところについて、どのような理由でわからないのか、このグラフからは読み取れませんので分析等でわかりましたら掲載していただければと思います。

会 長：アンケートを作成した際の考え方になりますので、事務局の方からコメントをお願いします。

事務局：わからないと回答した方の理由の内訳については事務局でも資料がない状態です。

会 長：回答者が 32 名ではありますが、こちらは複数回答でしたでしょうか。

事務局：1 つ選択です。

会 長：そうなりますとそれなりに意味が出てくるかと思えます。15%の方が卒業後の進路についてどのように答えればいいのかわからない、どのように考えればいいのかわからないと回答していることについて、どのように捉えるかという議論になるかと思えます。対象者は少ないですが、割合の多い順に考えますと会社で働きたいが 21.9%次いで福祉的就労をしたいとわからないが同じ 15.6%となっております。市民や関係者の方々に正確に理解していただく上でもわからないと回答した人が全体の 15.6%いたという事実を記載していくかどうかというところでご意見がありましたらお願いします。

E 委員：確かにこの数字は重要だと、ご指摘を受けて気づきました。私見ですがおそらくわからないというのは未定という意味合いが強いのではないかと思います。進路についての希望ですので、学校でも進路希望調査を行いますと考えてないわけではないが、まだ決めかねている場合に未定という項目を作りますので、それにあたるのではないかと考えます。なぜわからない、未定なのかという先回の協議会で議論にもなりましたが情報が足りていないのかなど、もちろんそればかりではないですけれども 1 つの要因であると思えますので、情報の部分については議論し計画に盛り込みましたので、わからないと回答した正確な理由はわかりませんがこの結果を受け止め自己決定しやすいように情報のバリアフリー化を進めますといったようなニュアンスの 1 文が入ってもいいのではないかとも思いましたが、分析なのでそこまでは必要ないかと思えます。考え方としてあり、計画のどこかで反映されていけばよいのではないかと思いました。

副会長：わからないと回答した理由は実際にはわかりませんが、情報提供を含めた対応が必要であるとの文章が他の章にでもあればよいと思えますので、特段ここに文章を加える必要はないかと思えます。

事務局：今回追加で配布させていただいた資料をご覧くださいと、回答者のうち 18 歳未満が 30 人おります。配布者数としては 68 人で約半数の方から回答をいただきとてもありがたいことだと思っております。この意見のところで本人が回答しているのか、家族が回答しているのか可能であればクロス集

計を行いまして精査し、最終的には第4章からなる施策のところでは福祉教育というところで計画としては取り組んでいきたいと考えております。ただし、委員の皆様がおっしゃる通り5人という数字は非常に大きいと思いますので、数字が大きければよい、少なければ悪いなど様々ありますので、そのあたりは十分に考えて結果としてはそういった部分に支援が必要であると追加しても良いのではないかと考えます。

会長：そうですね。ぜひそう言った内容で検討いただければと思います。他はいかがでしょうか。今回は会議時間が非常にタイトになっておりますので、次の議題に進みまして時間に余裕があるようでしたら全体について検討できればと思います。

(3) 第4章について

会長：続いて第4章について説明をお願いします。

事務局：それでは第4章、44ページをご覧ください。施策の展開になります。1.情報提供の促進ということで①障がい者施策の広報としております。施策としましては障がい者週間の周知、障害福祉サービス等の情報提供の充実、障がい者関係団体による啓発活動の推進、障がいの状態に配慮した広報紙等の推進、相談窓口の周知ということで、今回はこちらの方を新規で追加させていただいております。②障がいに対する理解促進です。施策としましては広報紙等による啓発活動、ヘルプカードの普及と利用促進、障害者虐待防止法の啓発に取り組んでまいります。③消費者としての障がい者保護です。施策としましては、消費者対策の充実と消費者相談窓口の強化に取り組めます。これらの指標としましては3点の目標値を設定しまして取り組みます。2.市民参加の促進です。①ボランティアの育成と活動の充実で施策としては、広報活動による啓発、ボランティア学習の充実、障がい者に対応した専門的なボランティアの育成に取り組めます。こちらの評価指標としましては2点あげております。3.相談体制の整備です。①相談体制の充実で施策としては、相談支援の充実、連携・協働による障がい者支援体制の構築、障害福祉サービス等の利用計画の作成支援、相談支援専門員の確保、相談にかかわる職員のスキルアップ・育成を図ります。②障がい者の人権・権利擁護の推進で施策としては成年後見制度の促進、法人後見の推進、障害者差別解消法の啓発及び推進、人権を尊重する人づくりに取り組みます。③虐待防止対策の充実

で施策としましては、虐待防止法など人権に関する啓発の推進、障害者虐待への早期対応に取り組みます。評価指標としましては6点をあげております。今回新たに「阿賀野市職員対応要領」を知る割合を追加しており、目標値として令和5年度は100%を目指しております。4.保健・医療等の推進です。①障がいの早期発見・早期治療・早期支援ということで、施策として障がい者等の早期発見・早期治療・早期支援の体制づくり、児童福祉法に基づく「障害児通所」サービスの充実、保育園・認定こども園・幼稚園等における障がいのある子供の受け入れ体制の整備、発達相談体制の整備、障がい児支援の連携の構築に取り組みます。②精神保健福祉施策の充実としまして施策は、社会復帰対策の充実、精神障がいと精神障がい者の理解促進、精神障がい等の予防・治療の継続・早期支援の体制づくり、依存症対策の推進、地域包括ケアシステムの推進、精神医療にかかる医療費負担の軽減、ピアサポーターの育成に取り組みます。依存症対策と地域包括ケアシステム、ピアサポーターについては今回追加した項目となっております。評価指標としましては4点あげさせていただきます。5.障がいのある子どもへの支援についてです。①療育・幼児教育の充実ということで施策として、とぎれない支援体制の構築、早期療育体制の推進、保育・教育における支援体制の充実、地域における支援の担い手の育成、主に重症心身障がい児を支援するサービスの充実に取り組みます。②教育施策の充実ということで施策としては、特別支援教育の推進、個別教育支援計画の作成・評価、有機的ネットワークの構築に取り組みます。評価指標として2点あげさせていただきます。6.地域生活の支援です。①障害福祉サービスの充実ということで施策としては、居宅介護等の訪問系サービスの充実、短期入所の充実、日中活動の場の確保と支援、住まいの場の確保・住居の支援、共同生活援助の整備促進、居場所づくりの推進、難病患者への支援、サービス事業所への支援、障がい福祉人材の確保、介護保険制度との連携促進に取り組みます。評価指標として2点あげさせていただきます、地域生活支援センターの整備数を新規で追加しております。②外出・移動支援の推進ということで施策としては、外出・移動支援の充実、サービス事業所の確保、移動手段の確保に取り組んでいきます。評価指標として2点をあげさせていただきます。7.就労支援と雇用促進です。①就労支援としての施策は、関係各機関とのネットワークの推進、就労再チャレンジの促進、特別支援学校新卒者の進路の促進、障害者雇用促進法改正の啓発、職場定着の支援、障害者就労施設からの物品調達の推進、農福連携の取組としております。②雇用の促進として、ハローワークとの連携促進、法定雇用率の周知・啓発、公共団体への雇用促進、障害者雇用の促進、一般企業における障がいの理解促進としております。評価指標として3点

をあげさせていただいております。8.社会参加の促進です。①障がい者スポーツ・余暇活動の促進として、各種講座の充実、スポーツ・レクリエーション活動への支援、障がい者団体及び余暇活動への支援に取り組みます。評価指標として2点あげさせていただき、手話奉仕員等を派遣した講座・研修会についての指標を追加しております。9.安心・安全な環境づくりです。①生活環境等の整備として、公園・公共施設のバリアフリーの促進、安全で快適な道づくり、こころのバリアフリーの普及に取り組みます。②選挙における配慮の推進として、選挙情報の提供、投票所のバリアフリー、投票行動支援の促進、障がい者の状況に応じた配慮・支援方法の理解促進に取り組みます。③防災対策の推進として、災害時避難行動要支援者名簿の整備と活用、避難行動要支援者の避難支援の推進、新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難対策、障がい特性に配慮した福祉避難所の確保に取り組みます。④防犯対策の推進として、地域防犯体制の確立、犯罪情報等の提供、自主防犯団体の活動の促進に取り組みます。評価指標として1点あげさせていただきました。以上です。

会 長：ではお気づきの点やご意見がありましたらお願いいたします。

C 委員：皆様のお手元に修正案が配布されているかと思えます。54 ページにあります障害者雇用促進法改正の啓発についてですが、作成の途中で変更を行うかと思えますが、直近の改正について修正案に掲載しておりますので、こちらの内容でよろしいかご確認いただければと思います。

会 長：確認します。54 ページの障害者雇用促進法改正についてですが、行政の方で記入していただいた文章と C 委員から修正いただいた文章との関係についてはどのように理解すればいいのでしょうか。この文章については C 委員の方から修正案が出てきたという理解でよろしいでしょうか。

C 委員：修正案でお示ししております、「障害者雇用に関する優良な中小事業主への認定制度」が新たに創設されたことが1つ、申請は令和3年からになりますが短時間で働いている障がい者を雇用している事業主への給付金制度が新設されました。他にも改正された内容はあるのですが、この2つを掲載していただければと思い提出しました。

会 長：そういったご意見がありますが、事務局はいかがでしょうか。

事務局：C委員の提案の内容で修正をさせていただきたいと思います。

会長：他にありましたらお願いします。ご意見がないようであれば、ご指摘いただいた部分を踏まえて事務局の方で修正をしていただくということでしょうか。

F委員：52ページのグループホームについてですが、重度障がい者を対象とした日中サービス支援型グループホームの整備を図るとの記載がありますが、以前から重度障がい者のグループホームの整備をお願いしていましたが、強度行動障害に対応したグループホームで20名定員ということでしょうか。

事務局：定員が20名ということでしょうか。

F委員：定員が20名で、昼も夜も同じ施設で過ごすということでしょうか。

事務局：定員に関しましては、設置する法人の意向もありますので20名に限定しているわけではありません。昼も夜も同じ施設で生活するののかということに関しては、日中サービス支援型では日中活動を他の事業所で過ごすことが可能です。社会参加ということでサービス名で言いますと生活介護や就労支援などの利用が可能です。1日同じ事業所で過ごす方もいらっしゃいますし、他のサービスを利用しながら日中は他の事業所で過ごし夕方戻って来てグループホームで生活される方もいらっしゃいます。

F委員：個人の希望に沿って選ぶことができるということですか。

事務局：本人の状態と希望に沿って、相談しながらご利用していただくような形になるかと思います。

F委員：ありがとうございます。

会長：他にいかがでしょうか。

A委員：計画に関しましてはとても良いものだと思っております。44ページにあります、市ホームページについては、読み上げ機能を利用される方にとって分かりやすいように配慮するとの記載がありますが、こちらに関しては良い取り組みであると思います。46ページにあります広報活動による啓発につ

いてですが、36 ページにも記載がありましたが、働きかけによりボランティアの登録者が増加しているということについては高く評価したいと思っております。ただし啓発に関しましてはもう 1 歩踏み込んでボランティア組織やグループの立ち上げに関与していただけるとありがたいと思います。個人では気持ちがあってもなかなか動くことができません。定期的に集まりがあるなど、組織化やグループ化を可能であれば行っていただければありがたいと思います。

会 長：要望がありましたが、事務局からコメントがありましたらお願いいたします。

事務局：ご意見ありがとうございます。ボランティア活動につきましては人数が増加しているという事はありますが、従事者の高齢化などが課題になると聞いていますので、ご提案のあった組織化やグループ化といったところで力になって支援できる体制というのが必要かと思っておりますので、検討して取り組ませていただきたいと思います。

会 長：他にありますでしょうか。ないようでしたら、第 5 章の説明をお願いいたします。

(4) 第 5 章について

事務局：第 5 章について説明いたします。58 ページからになります。58 ページから 61 ページにつきましては前計画の達成状況となっておりますので、割愛させていただきます。62 ページから説明させていただきます。第 6 期計画の成果目標を掲載いたしました。(1) 施設入所者の地域生活への移行についてということで、国では令和 5 年度末に向けて令和元年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本としております。市におきましても令和元年度時点での入所者 59 名の 6%を削減するという事で目標値を設定しております。(2) 地域活動支援等の整備についてです。こちらも国の指針として令和 5 年度末までに少なくとも 1 つの拠点を確保するとなっております。市におきましては、設置方法は 1 法人を中心とした面的整備による市単独の整備を進め、令和 5 年度までに多機能を加え機能を充実させた拠点の整備を進めていきたいと考えております。検討・検証につきましては自立支援協議会地域生活支援拠点等ワーキンググループで行いたいと考えております。(3) 福祉施設から一般就労への移行についてです。国の指

針としては就労支援事業所を通じて令和5年度中に一般就労へ移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上にすることを基本としております。阿賀野市におきましては、令和元年度の就労移行支援事業所等を通じて一般就労移行した者が5人であったため1.3倍の増加を見込みまして7人とさせていただきます。就労継続支援A型からの一般就労移行者は0人ありますので、1.26倍の増加で1人とさせていただきます。就労継続支援B型からの一般就労移行者は1人でしたので、おおむね1.23倍の増加を見込みまして1人とさせていただきます。②就労定着支援事業の利用者数ですが、国の指針として令和5年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。こちらの数値は国の指針に基づきまして就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者、就労を継続する期間が6ヶ月以上を経過した者としておりますので、4人とさせていただきます。③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合について、国の指針として令和5年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としております。阿賀野市では市内に事業所がない状況となっておりますので、事業の参画の働きかけを行い事業の開設及び就労定着率8割以上の事業所を1事業所と見込んでおります。(4)相談支援体制の充実・強化等になりますが、国の指針として令和5年度末までに各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としております。阿賀野市において体制はありますので、情報共有や連携がスムーズに図れ支援が迅速に図れるよう今後も体制を整えていきたいと考えております。(5)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築ということで、国の指針として令和5年度末までに体制を構築することを基本としております。阿賀野市では年に2回障害福祉事業所関係を参集し情報交換や課題の共有を図っていくこととしております。3.障害福祉サービス等の実績と見込みになります。主なサービスについて説明させていただきます。③同行援護についてですが、人数はほぼ見込み通りに推移しておりますが市内にサービスを提供する事業所が1事業所しかなく人員不足により対応できない状況があります。今後も事業への参入の働きかけを行っていく必要があります。④行動援護の実績としてはサービス提供事業所が市内になく、市外の事業所でも人員不足により対応できない状況があります。見込みとしては平成30年から令和2年の利用実績をもとに5人と見込んでいます。(2)日中活動系サービスです。①生活介護ですが、利用日数・人数ともに見込み量を下回っています。こちらについ

でも障がいの状況により利用できる施設に違いがあり、希望通りに利用ができないとなっております。今後は共生型サービスを推進し、利用できる事業所を増やしていく必要があると考えております。利用者数の見込みについては112人から各年3人の増加を見込んでおります。⑤就労移行支援についてですが、利用日数・人数ともに大きく見込みを下回っております。市外の事業所を利用するための公共交通機関が不足しているなどの要因が考えられます。今後は、就労移行・就労継続支援A型・B型の利用状況を把握し、サービスの違いやメリット等の周知を進め、就労移行の利用促進につなげる必要があると考えております。見込みとしては令和元年度の7人を基準に各年3人の増加を見込んでいます。⑥就労継続支援A型です。こちらも人数及び利用日数が目標値を大きく下回っております。市内に事業所がないことが要因と思われるので、A型事業所の整備に向けて情報交換を図っていく必要があると考えております。⑧就労定着支援です。こちらも目標値を下回っております。サービス内容の周知不足が要因と考えられますので、生活支援部会を活用し、職場定着の促進や一般就労の効果的な支援体制について協議を進め、就労定着支援の利用促進を図っていきたいと考えております。⑩福祉型の短期入所です。利用人数は見込み通り推移しておりますが、利用日数が見込み量を大きく下回っております。利用可能な事業所を増やすため共生型サービス等の利用についても検討していきたいと考えております。⑪医療型の短期入所です。現在利用実績はありませんが、医療的ケアが必要な方が2名と見込みまして、1人当たりの利用日数は15日とさせていただきます。こちらも短期入所先が不足している状況がありますので、関係機関と協議を進めていきたいと考えております。(3)居住系サービスの②共同生活援助です。こちらは先ほどの訂正箇所にも記載させていただいておりますが、令和2年度の実績が33名、計画比が100%に変更となっております。考え方としましては、現在の利用者が33名となり市内のグループホームの整備数は27人分です。今後、日中サービス支援型共同生活援助など、事業所の新規参入を見込んでおります。(4)相談支援の②地域移行支援です。こちらは、精神障がい者の地域移行支援の活動指標の数値といたしました。医療機関と地域の情報共有を図り、地域資源や福祉サービスの情報提供を進めていきます。③地域定着支援です。こちらも精神障がい者の地域定着支援の活動指標を数値といたしました。相談支援専門員の支援内容が地域定着支援に該当する支援もあるため、相談支援事業所に対し、地域定着支援の利用促進を図っていく必要があると考えております。(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、新たに項目を追加しております。①保険、医療及び福祉関係者による協議の

場の開催回数については、退院促進部会で地域課題を抽出し、解決のために協議を進めています。②保険、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数ということで、医療・福祉圏域にまたがる両保健所の参加による増員を見込みました。今後も医療関係機関の協議への参画を進めていきたいと考えております。③保険、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数ですが、年1、2回中間評価実施を見込みました。④精神障がい者の地域移行支援ですが、医療機関からの地域定着利用患者数を見込み数としました。⑤精神障がい者の地域定着支援についてですが、こちらも医療機関からの地域定着利用患者数を見込み数としました。⑥精神障がい者の共同生活援助についてですが、こちらも医療機関からの共同生活援助利用患者数を見込み数といたしました。⑦精神障がい者の自立生活援助ですが、こちらも医療機関からの自立生活援助利用患者数を見込み数といたしました。(6) 発達障がい者等に対する支援についてですが、こちらも今回新設した項目となっております。①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数ですが、児童発達支援センターの開設を見込んで、受講者数を設定いたしました。児童発達支援センターと共に、障がい児家族に対して支援が図れるようにペアレントプログラムに取り組んでまいります。②ペアレントメンターの人数ということで、研修等への参加の働きかけによる人数の増加を見込みました。③ピアサポートに活動への参加人数ですが、事業や地域活動支援センター等の利用者の増加を見込んでおります。(7) 相談支援体制の充実・強化等についてです。①地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数ですが、こちらは障がい者基幹相談支援センターが市内の相談支援事業と共にスキルアップを図り、適正な支援の提供に繋がるための助言をしていくこととしています。②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数ですが、適正なサービスの提供を図るため、研修会の開催や個々の支援に関しての助言等を実施し人材育成を図ります。③地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数について、ケース検討や地域課題の抽出や解決に向けた協議等を実施していきます。(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についてですが、こちらも各種研修会を活用し障害福祉サービス等の質の向上につながるよう取り組んでいきたいと思っております。②障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析して、その結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数ですが、こちらも年に1回の開催を予定しております。障害福祉サービス等の請求情報などを確認する自立支援システム等を活用いたしまして、事業所と共有する体制を整え取り組みます。ここまでが見込み量の報告になります。

見込み量を確保するための方策といたしましては、①訪問系サービスにつきましては、市内に提供できるサービス事業所が限られているため、今後も事業所に対し積極的に研修会等への参加を進めていきます。②日中活動系サービスですが、生活介護につきましては、障がい特性や状態に関わらず希望する利用ができるように共生型サービスを推進し、利用できる事業所を増やしていけるように努めます。就労支援では、就労定着支援、就労継続支援 A 型の事業所が市内にないため、市内事業所の参入や働きかけを行っていきます。短期入所では、福祉型・医療型ともに事業所が不足しているため共生型サービスを推進し、必要なサービスが受けられるように協議を進めていきます。③居住系サービスですが、自立生活援助を実施する事業所がないため、ニーズの把握と事業所への参入の働きかけを行っていきます。共同生活援助につきましては、地域移行の推進や障がいのある人が住居や生活に困らないためにも、重度の障がいに対応した日中サービス支援型共同生活援助の設置について進めて参ります。④相談支援についてですが、相談支援専門員の人材育成や人材確保を事業所へ働きかけ、相談の質の向上・相談支援体制の充実を図り見込み量を確保いたします。⑤地域生活支援拠点等の整備については今後も整備を進めてまいります。⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、医療機関と連携し、差別や偏見のない共生社会の実現に向けた取り組みを推進いたします。4.地域生活支援事業の実績と見込みになります。④成年後見制度利用支援事業については、令和 2 年度に福祉事業所・医療機関を対象に調査を行いました。1 人暮らしの障がいのある方で支援が必要な方が増えてきていますので、成年後見制度の利用が望ましい障がいのある方も増えてくると考えられます。調査結果を分析しニーズを明確化し、利用促進に努めていきます。成年後見制度利用促進のため、中核機関として窓口を基幹相談支援センターに設置しまして、市民に対しても分かりやすいチラシやパンフレットを作成し、相談に繋がるよう周知に努めてまいります。⑤成年後見制度法人後見支援事業について、第三者後見人として家族や親族以外の後見人が市内にいないことや、近隣でも人員が不足していることから、後見人が継続できるよう法人後見制度の整備に向けて関係機関と協議を進めてまいります。⑧手話奉仕員養成研修事業ですが、入門課程受講者を対象に引き続き基礎課程の修了ができるよう、意欲維持を図る研修内容の実施を行っていきます。⑨移動支援事業になりますが、職員の不足によりニーズに対応できない状況となっております。今後も利用が増加することが見込まれることから事業所の確保に努めていきたいと考えております。⑩地域活動支援センター機能強化事業になりますが、基礎的事業実施事業所の機能強化事業実施の

促進のほか、法人への働きかけを行い令和5年度に事業所の増加を見込んでおります。以上になります。ご意見をお願いいたします。

会長：お気づきの点やご質問等ありましたらお願いいたします。

E 委員：特に説明がなかった部分で、自動車運転免許取得・改造助成事業があるとのことですが、実績と見込みを拝見すると改造助成の実績は大変多い状況が見て取れます。ということは阿賀野市には事業所がないという事、公共交通機関が足りないという事の結果だと思うのですが、それに比べて免許取得の方が実績として少ないと思います。理由としては記載にもある通り、制度があることを知らないという方が当然いるのだろうと思います。でも知っていれば利用する人は増えるのではないのかと見比べながら感じておりました。小学生の親御さんでも将来的には免許は取得したいと思っており、そのためには特別な改造車で特別な免許が必要なんだとおっしゃっている方もいらっしゃいます。そういう方はよく考えて、よく調べていらっしゃるからそういった情報をご存知なのかと思います。せっかく市で行っている事業があるのであれば、こちらに記載もありますし、課題にも上がっておりますが情報のバリアフリー化を進めていただければいいのではないかと感じました。市民への周知について別の会議で、携帯電話でQRコードを読み取るとサイトに飛ぶということが広がっていますので、市で配布しているチラシにQRコードがあつて携帯電話をかざすと必要な情報を見ることが出来る方法が、今の状況にはあっているのではないかという話題がでました。QRコードの掲載などといった工夫をしていただくと、より一層周知が進むのではないかと思います。周知の際にそういった工夫をしていただければ、必要な方に必要な情報が届きやすくなるのではないかと感じますので、可能な範囲でご検討いただければと思います。

会長：ぜひ施策の推進の中で反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。

F 委員：第6期障がい福祉計画の見込み量に関しては、見込み量の根拠となる説明を受けますと、こちらの数字は妥当ではないかと思います。そのなかでも発達障がい者等に対する支援で、発達障がいが増えてきている状況で、障がい児や障がい者に対して児童発達支援センターの設置ということは大変素晴らしい取り組みだと思います。ペアレントトレーニングの参加者を増やすという取り組みについても大変素晴らしいと感じました。ピアサポーターは

大変重要だと感じていますが現状ピアサポーターがボランティアとして活動されているというところはどこの市町村でも同じです。ピアサポーターの働く場が重要になってきていると思いますので、今後活動を広げていく中で検討していただければと思います。

会 長：ありがとうございました。コメントなどありましたらお願いいたします。

事務局：ペアレントトレーニングにつきましては児童発達支援センター設置に伴い内容の充実を図るため、センターと一緒に検討していければと思っております。ピアサポーターですが、阿賀町・五泉市・阿賀野市の新潟圏域でピアサポートの活動を継続して行っております。そちらで行っている養成講座の受講者数を見込み量として設定しております。当事者の方がピアサポーターになるというのはなかなか難しい状況ではありますが、現所の地域活動支援センターにお越しいただいている方でも十分にピアサポーターとして活動できる人材であると事務局では把握しております。何気ない日常会話がピアサポーターとしての役割をしているというところをもう少し踏み込んでそういった方の育成や活動の場などについて先を見ながら検討を行っていければと思っております。ご意見ありがとうございました。

会 長：次に進みたいと思います。

(5) 第6章・第7章について

会 長：第6章、第7章について説明お願いいたします。

事務局：第2期障がい児福祉計画の報告になります。第1期計画の目標達成状況に関しましては割愛させていただきます。第2期計画の成果目標について説明いたします。(1) 障がい児支援の提供体制です。こちらは国の方針で令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを1カ所以上とされています。阿賀野市におきましても児童発達支援センターの設置に向けて協議を進めてまいりました。今後としまして「こどものことばとこころの相談室」と協議を進めまして、令和3年度中に設置し、令和5年度までに圏域での設置を目標に、関係自治体と協議を進めてまいります。他のサービスにつきましては現

在実施中としておりますのでご報告いたします。(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置についてです。阿賀野市では国の方針に従い協議の場を設置しております。医療的ケア児の関するコーディネーターの配置についても、1名配置しております。今後の医療的ケア児支援のための連絡会を開催し協議を進めてまいります。3.障害児通所支援等の見込量になります。(1) 障害児通所支援等の見込量になります。①児童発達支援ですが、資料1の修正点でも報告させていただきましたが第2期の見込量で令和3年度の人日の見込量が320、人数が80に変更になっております。変更した理由としましては、療育訓練を中心に実施する事業所で待機児童が24名という状況となっておりますので、待機児童も加味して解消することも含め変更させていただきました。④保育所等訪問支援についてです。令和2年度は利用者が0となっておりますが、第2期の見込量としましては児童発達支援センターの開設により、利用者の増加を見込んでおります。平均の利用日数は3日としました。発達障がい等が増えているため、幼稚園・保育園・こども園・学校にとって、重要なサービスと考えております。⑥障害児相談支援です。数字についてですが、第1期と第2期の見込量につきましては年間利用人数から1月の利用実人数に変更しておりますので、数字が大きく異なっております。令和3年度は50人としております。⑦医療的ケア児等コーディネーターの配置人数ですが、コーディネーター養成研修の受講の働きかけを行うことで配置人数の増加を見込んでおります。また、人材育成も進めてまいります。(2) 障害児通所支援等の見込量確保のための方策です。①障害児通所支援につきましては、継続的な事業の実施により見込量の確保に努めてまいります。②障害児相談支援については、支援を通して家族の育てる力を高めていけるよう関係機関と連携を図りながら体制整備を行い見込量の確保に努めてまいります。③医療的ケア児支援コーディネーターの設置につきましては、きめ細やかな相談支援が提供できるように、コーディネーターを設置いたします。④児童発達支援センターの設置につきましては、先ほども説明しまして通り令和5年度までに圏域への移行を目指し関係自治体と協議を進め、保育所等訪問支援の提供、早期支援体制の整備を行ってまいります。⑤医療的ケア児支援の協議の場の設置については、医療的ケアが必要な障がい児に対して、関係機関と連携を図りながら適切で円滑な支援が図られるよう協議を進めてまいります。第7章計画実現のためにです。1 圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携ということで、関係機関と連携・調整を図ってまいります。2 計画の評価につきましては、施策の進捗情報及び指針に基づいた施策となるように、自立支援協議会等において、実効性の確認及び評価・検討を行ってまいります。また、計画

の推進にあたっては県及び圏域との広域的な連携を図ります。

会 長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。障がい児福祉計画は大変重要な計画になりますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。先ほど療育訓練を中心に実施している事業所には待機児童がいるということでしたが。

事務局：今までは待機児童なしで受け入れしていただけていましたが、4月以降に事業所で退職者がありまして人員の不足というところで、支援に繋がらず待機の方が出ているとお聞きしております。

会 長：いかがでしょうか。意見はありますでしょうか。

G 委員：私もすごく気になっていた児童発達支援の待機児童ということですが、阿賀野市では以前からことばとこころの相談室の方で、児童に関しての早期療育に取り組んできたかと思います。人員不足というところで待機が出たということですので、そちらに関しては早めに対処していただいて早期療育というところで、早期発見・早期支援がうたわれていますので是非早めに対応をしていただきたいと思います。児童発達支援センターにつきまして令和5年度までに圏域でということは、圏域という地域の中の拠点になると考えてもよろしいのでしょうか。

事務局：はい。阿賀町・五泉市・阿賀野市ということで圏域での支援拠点になっていくということで進めております。

G 委員：是非、重要な機関になると思われしますので、阿賀野市を中心にまとめていくことを期待しております。

会 長：他にいかがでしょうか。

副会長：国の方針もあるかと思いますが、阿賀野市単独ではできなければ圏域で、周辺の市町を含め連携をしながら阿賀野市にはないものを補っていくような体制を構築していただければと思います。

会 長：他にいかがでしょうか。

H 委員：児童発達支援センターですが、市単独でも設置が可能です。圏域にしましたのは当市の事情ではなく、他市町の事情であります。こちらにつきましては、五泉市・阿賀町に阿賀野市の目指すべき姿についてお伝えはしているところでもありますので、今後どのように進んでいくかというところにつきましては、もう少しお時間をいただければと思いますが、県の保健所にも出向いて説明させていただきましたのでそのように認識していただければと思います。

会 長：阿賀野市の事情ではなく、合併前の市町村の事情もありますし、周辺の市町の事情もあると思いますので、そういったことを踏まえながらということですね。阿賀野市での設置ということでもありますので、阿賀野市の努力には感謝するしかありません。

H 委員：はい。ありがとうございます。

会 長：おそらく五泉市・阿賀町も期待しているかと思っておりますので、よろしく願いいたします。他にはいかがでしょうか。一通り第7章まで終わりました。全体を通して何かありましたらお願いいたします。

A 委員：就労継続支援 B 型から就職に繋がった方についてですが、令和元年度は1名ということで非常にショックを受けておりますが、事業所としましては B 型の利用者は現状に満足してしまっているのか、次に進みたいという意識が低く、今の生活から抜け出せないとか満足してしまっているように感じます。事業所としては B 型の利用者が多ければ経営が安定する部分もありますが、そうも言っていただけませんので、B 型の利用者で知識や能力が上がった方については就労移行につなげるなど就労に向けて努力しなければいけないと思います。そのためには、中学校などは進路指導ということで高校に進学した卒業生を呼んで半日かけて学校の紹介や、生徒からの質問に答えるような学習を行います。そういったことを参考にすると、事業所から学校など関係機関への情報提供の機会がない、情報提供を行っていないように感じますので、そこは行っていかなければならないと思います。もう1つは、各事業所で B 型の指導を行っている職員を集めて、情報共有や悩んでいること、現在の状況などを話し合う機会が必要なのではないかと考えています。B 型の利用者が年を重ねていってしまうのは良くないと思います。

会 長：重要な視点でご指摘をいただきました。直ちに計画に反映するような内容ではありませんが、計画に基づいて阿賀野市として施策を推進していく際に今のような論点がとても重要だろうと思います。事務局の方からコメントがありましたらお願いいたします。

事務局：こちらでも重点課題としておりますので、来年1月8日に市内全事業所を集めた会議を開催したいと考えております。その中で、計画として目指しているところをお伝えさせていただいて、事業所の皆様から工夫されていることや課題と思っていることなどを共有する場を設けたいと思っておりますので、その場でもこういった就労に関することなどのご意見や情報共有、来年度の方針などの意見交換ができればと思っております。

A 委員：よろしくお願いいたします。

会 長：委員の皆様はいかがでしょう。確かに B 型の利用期間が長くなってしまって、その現状に満足してしまっていて、実は少し努力をすれば就労に繋がる方がいたとしても停滞してしまっているということに対して課題を示していただきましたが、いかがでしょう。

G 委員：A 委員の話を伺いまして、事業所が情報発信の努力をするということにつきましては大変素晴らしいと思いましたが、阿賀野市全体でも情報共有や相談をする場を設けているという事をお聞きした上で施策に生きてくるか分かりませんが、個別支援が重要視されていて、B 型利用者にも相談支援専門員がついています。相談支援専門員が将来に向けての個々のあるべき姿というものを重要視して考えていくべきであると思います。相談支援専門員の質の向上の部分で是非将来のあるべき姿、現状だけでなくその先である将来を見据えた計画を立て、力のある方は先に向かって進んでいくべきだと思いますので、相談支援専門員の質の向上というところで支援していただけたらと思います。

会 長：今のコメントに対して意見がありましたらお願いいたします。障がいのある方の地域での雇用ニーズというところで、どのように認識していけばいいのか、あるいは開発をする余地がまだあるのかコメントいただければと思います。

C 委員：B 型を利用されている方はたくさんいらっしゃるかと思います。一般就労と

ということで相談に来られますので、我々も支援させていただいておりますが、阿賀野市の企業の中にも従来から障害者雇用に熱心に取り組んでいらっしゃる場所もありますので、そういった企業に阿賀野市から直接アナウンスや呼び掛けていただくと求人増加につながるかと思えますし、私どもも協力させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長：是非よろしくお願いいたします。他にご意見等ありますでしょうか。ないようであれば本日の議事は終了といたします。